



代表質問

第1回定例会において4会派が代表質問を行いました。質問内容は次のとおりです。
なお質問の詳細は、熊本市議会ホームページの会議録等をご覧ください。

※新型コロナウイルス感染症への取り組みとして、壇上にアクリル板を設置し、質問を行いました。

熊本自民



澤田 昌作議員

質問

こども医療費助成制度拡充の概要と目的

こども医療費助成制度の拡充は、こどもを安心して産み育てられる環境整備の上で重要な施策である。今議会に来年度からの実施に必要な予算が計上されたが、今回のこども医療費助成拡充の概要と目的についてお尋ねする。



答弁

助成対象を外来・入院ともに高校3年生まで拡大し、さらに対象となる全ての年齢で、保険調剤の自己負担をゼロとする。子育て世帯の経済的負担の軽減を図ることで、子育てしやすいまちを実感いただけたら考える。

その他の質問項目

- 熊本市自治基本条例の改正
- 大西市政8年の検証と3期目の重点政策
- 輸入物価高騰等に対する支援策
- 政令市移行から10年、地域社会のあるべき姿
- 交通政策

自民党



倉重 徹議員

質問

地域猫への継続的な支援と制度化について

動物と共生する地域社会を作る一環としての地域猫活動で、現在市から拠出頂いている飼い主のいない猫の不妊去勢手術の制度化と継続的支援をお願いしたい。



答弁

令和5年度は地域猫を含む飼い主のいない猫の不妊去勢手術について、本市独自で継続して取り組む。地域猫活動は継続することが重要で、今後も取り組みの成果も踏まえながら、活動への支援体制も含めて検討していく。

その他の質問項目

- 大西市政 3 期目の市政運営
- 未来への投資としての少子化対策
- 交通問題への対応

公明党



藤永 弘議員

質問

舞原第三団地をペット飼育可能な団地へ

熊本地震後、生活再建の観点から、発災時に飼育していたペット一代限りの入居条件の下で整備された舞原第三団地16戸。今後入居者を募集する場合にも、ペット飼育可としてほしいが、募集内容と運用ルールは。



答弁

当団地については、ペット飼育に関する運用ルールを定め、ペット飼育が可能な住宅として取り扱っていくこととし、募集についても、ペットを飼育している世帯など、ペットに理解がある世帯を対象に実施していく。

その他の質問項目

- こどもの命・権利を守る組織・取り組み
- 本市職員の採用
- 森の都推進部の新設
- シンクタンク活用(熊本市都市政策研究所)
- フィルムコミッション及びふるさと納税

市民連合



西岡 誠也議員

質問

市庁舎建て替え問題について

建て替えた場合は約431億円、大規模改修は約222億円と試算されているが、合併推進債約111億円を使い建て替えた方が、大規模改修よりも将来的な市民の負担が少なくなる。今後の財政見通しは。



答弁

令和4年度の財政の中期見通しでは、本庁舎建て替えのケース、大規模改修のケース、いずれにおいても収支均衡または黒字、主要財政指標については健全な水準を維持しながら推移していく見通しとなっている。

その他の質問項目

- 人口減少社会対策
- 公契約条例制定
- 自主財源確保の取り組み
- 個人所有の樹木等の倒木対策



主な議案の概要②（条例）

○熊本市消防団員の定員、任用、服務等に関する条例の一部改正について

消防団の機能別団員として新たに災害対応団員を設置するとともに、消防団員の定年を定める等のため。

<改正内容>

- 消防団に機能別団員として災害対応団員を設置する。
※災害対応団員 災害発生時における活動等に従事する団員(15年以上の経験を有する消防団員退職者のうちから任命)
- 消防団員の定年は、70歳(団長及び副団長の職にある者については、75歳)とする。
- 消防団員の定員(4,800人)について、次のとおり内訳を定める。
(1) 基本団員 4,300人
(2) 機能別団員 500人
- その他規定の整備

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日

○熊本市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令(令和4年厚生労働省令第159号)の施行等による放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準(平成26年厚生労働省令第63号。以下「省令」という。)の一部改正に伴い、放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を見直すため。

<改正内容>

本市の放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準については、独自の基準以外は、省令に定める基準とする。

※省令の主な改正内容

- 利用者の安全の確保を図るため、放課後児童健全育成事業所における安全計画を策定すること。
- 感染症や非常災害の発生時において利用者に対する支援の提供を継続的に実施する等のための業務継続計画を策定すること。
- 事業を利用している児童の移動のために自動車を運行するときは、乗車及び降車の際に、点呼等の確実な方法により利用者の所在を確認しなければならないこと。

<施行日>

令和5年(2023年)4月1日

○特定の事務を取り扱う郵便局の指定について

特定の事務を取り扱う郵便局を指定するため。

<主な内容>

- 指定する郵便局の名称
(1) 熊本中央郵便局
(2) 熊本東郵便局
- 取扱事務
署名用電子証明書及び利用者証明用電子証明書(以下「電子証明書」という。)に係る次に掲げる事務
・電子証明書の発行の申請の受付
・電子証明書の発行の申請に係る利用者確認のための書類の受付
・申請に係る電子証明書を記録した電磁的記録媒体の引渡し
・電子証明書の失効を求める旨の申請の受付
・失効を求める旨の申請に係る利用者確認のための書類の受付
- 取扱期間
自 令和5年(2023年)10月1日
至 令和6年(2024年)3月31日

○熊本市国民健康保険条例の一部改正について

国民健康保険法施行令の一部を改正する政令(令和5年政令第24号)等の施行に伴い、国民健康保険料の賦課限度額及び低所得者に係る保険料軽減措置の内容を見直すとともに、国民健康保険における出産育児一時金の支給額を改定する等のため。

<改正内容>

- 保険料の後期高齢者支援金等賦課限度額の引上げ
20万円 → 22万円
- 保険料の減額対象となる世帯を判定するための所得の算定における被保険者等の数に乘すべき金額の引上げ
(1) 5割軽減 28万5千円 → 29万円
(2) 2割軽減 52万円 → 53万5千円
- 出産育児一時金の支給額の改定
40万8千円 → 48万8千円
- その他規定の整備

<施行日>

改正内容1から3まで → 令和5年(2023年)4月1日
改正内容4 → 令和6年(2024年)1月1日